

令和 7 年第 8 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 7 年 7 月 2 9 日)

召集年月日 令和7年7月29日（火）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和7年7月29日 午後4時00分

閉会 令和7年7月29日 午後4時40分

出席委員（14名）

1 番	谷口雅弘	2 番	森和哉	3 番	早川直助
4 番	吉田実	5 番	古池洋子	6 番	岩崎誠一
7 番	國久博一	8 番	山崎秀樹		
9 番	松井厚雄（会長）	10 番	塩野鐘吉	11 番	松宮俊幸
12 番	吉村由美	13 番	浦松勝己	14 番	松尾豊

欠席委員（0名）

出席事務局

局長	小西守	次長	門野幸文	書記	木村光宏
					宮本慶子

提出議案

議案第25号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

局長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和7年第8回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。
会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和7年第8回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局長 ありがとうございます。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]
議長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、14名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 3番 早川委員と 11番 松宮委員を指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第25号 農地法第3条第1項の規定によ

る農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長

本件は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。
詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長

お手元の資料 2 ページをご覧ください。

(議案第 2 5 号資料説明)

申請地は、現在田及び畑として管理されており、〇〇氏に所有権移転される計画です。

許可基準は資料 3 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

吉村委員 はい、議長。

こちらは 2 2 日に森委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は現在も田や畑として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 5 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成全員でございますので、日程 2 議案第 2 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審

議について、原案どおり許可するものと決定いたします。

議 長 日程 3 議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長
本件は、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長
お手元の資料 5 ページをご覧ください。
(議案第 26 号資料説明)
申請地は、現在畑として管理されており、〇〇氏に所有権移転される計画です。
許可基準は資料 6 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

吉村委員 はい、議長。
こちらは 22 日に森委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は現在も畑として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 26 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成全員でございますので、日程3議案第26号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、原案どおり許可するものと決定いたします。

議 長 日程4 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。
本件は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇が、駐車場を整備するために転用する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長
お手元の資料8ページをご覧ください。
(議案第27号資料説明)
〇〇〇〇が駐車場を整備するための転用申請です。
この申請地の農地区分につきましては、〇〇〇〇駅から300m以内にあることから、第3種農地に該当します。
よって転用可能な農地となっております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

吉村委員 はい、議長。
こちらにも22日に森委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は〇〇〇〇駅から300m以内にあり、第3種農地となるため、転用可能と判断いたします。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

塩野委員 300m以内というのは直線距離ですか。

宮本書記 はい。直線距離で 3 0 0 m 以内です。

松井委員 水路があると思うのですが、写真を見ると土で埋まっている。ここも駐車場になるのですか。

次 長 補足になりますが、こちらの申請地内にある水路は、南側に道路ができた際に、分断されたと想定されます。その時点で、既に排水の機能が失われ、別の道路の排水から水を抜くような形になっております。申請地の水路については排水の機能をもっていないため、将来的にはこの官地も払下げをし、一体的に活用されると確認しています。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 7 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成全員でございますので、日程 4 議案第 2 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものいたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。
 その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

次 長 はい、議長。
 次回の令和 7 年第 9 回おおい町農業委員会の開催日につきましては、日程は令和 7 年 8 月 2 9 日 金曜日、開催時間につきましては、午後 4 時から、場所は里山文化交流センターとさせていただきます。
 また、次回の現地確認について、松尾委員、山崎委員にお願いし、日程は 8 月 2 2 日金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

宮本書記 はい、議長。

- ・農地パトロールについて
- ・「農地利用最適化の手引き」配布について
- ・４月～６月の最適化活動日数の報告について

議　　長　　それではこれで、令和７年第８回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。